こと（*Bactericeranigricornis*について消毒を行つた場合は、その旨を含むこと。）が特記されていること。	三　アメリカ合衆国、カナダ、エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、メキシコ、グアム	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証又はその写しを添付してあるもの。 2　1の検査証明書又はその写しには、*Diabrotica undecimpunctata*（ジュウイチホシウリハムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Diabrotica undecimpunctata*（ジュウイチホシウリハムシ）に侵されていないことが特記されていること。	1　輸出国の政府機関により発行され、かつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめた旨を記載した検査証又はその写しを添付してあるもの。 2　1の検査証明書又は、*Naupactus leucoloma*（シロヘリクチブトゾウムシ）を発見するために適切と認められる方法による検査が行われ、かつ、*Naupactus leucoloma*（シロヘリクチブトゾウムシ）に侵されていないことが特記されていること。
	四　ポルトガル、南アフリカ共和国、アメリカ合衆国、アルゼンチン、ウルグアイ、チリ、ブラジル、ペルー、オーストラリア、ニュージーランド	いんげんまめ、キノア、さつまいも、だいず、トマト、なす、ばれいしょ、らつかせい、かぼちや属植物及びきゅうり属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの	アルファルファ、おらんだいちご、さつまいも、たまねぎ、ばれいしょ、らつかせい、きいちご属植物、しやじくそう属植物、ぶどう属植物及びやなぎ属植物の生植物（種子及び果実を除く。）であつて栽培の用に供するもの

	五　アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。以下この表において同じ。）、エストニア、オーストリア、北マケドニア共和国、スロバキア、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、フィンランド、ベルギー、ブルガリア、ポーランド、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ルーマニア、ロシア、アンドラ、イスラエル、ウクライナ、エストニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、コソボ、サンマリノ、スイス、スペイン、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、ベルギー、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、モナコ、モンテネグロ		